

令和6年4月定例舞鶴市教育委員会会議録

開 会 日 時 令和6年4月24日（水） 午後2時～午後2時42分

場 所 市役所別館 4 1 3 会議室

出 席 委 員 廣瀬教育長 内藤委員 富川委員 稗田委員 西谷委員

欠 席 委 員 四方委員

事務局職員

秋原指導理事	瀬野教育総務課長
志賀教育振興部長	川北教育総務課総務係長
日下部学校教育課長	
守屋学校教育課指導担当課長	
水嶋学校教育課主幹	
村尾生涯学習部生涯学習推進課長	
森野生涯学習部生涯学習推進課生涯学習支援係長	

傍聴者 2 名

1 開 会

教育長 開会を宣告

2 令和6年3月定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

3 諸報告

（1） 教育長報告

事務局から教育長の主な活動を報告

（2） 各課報告

（教育総務課）

① 行事予定について

(学校教育課)

- ① 行事予定について
- ② 教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」の3月の通級・相談等の状況について
- ③ 令和6年度文部科学省、京都府、舞鶴市による教育制度について

(生涯学習推進課)

- ① 行事予定について

[質問・意見]

(稗田委員)

「令和6年度文部科学省、京都府、舞鶴市による教育制度について」

令和6年度文部科学省、京都府、舞鶴市による教育制度一覧「4 指定事業等(1)インクルーシブな学校運営モデル事業(令和6・7・8年度)【新規】」について新しく文部科学省からの3年度にわたる受託事業で、徐々に具体的になっていくと思うが中学校に非常勤講師が配置され、これから徐々に具体的に進んでいくと思うが、非常勤講師に期待されることは何か。城南中学校、支援学校側双方にコーディネーター的な中心を担う方がいて取組が進められるのか。

(秋原指導理事)

約20年前、国において「教育のユニバーサルデザイン」という言葉が初めて取り上げられたが、そこで取り上げられた内容が舞鶴市の取組であり、国がインクルーシブな教育を目指すということで、舞鶴市の名前が上がってきたものである。

城南中学校区は、小中一貫教育で「教育のユニバーサルデザイン」を大きく打ち出している。また、府立支援学校は創立以来池内小と交流があり、また、高野小は府立聾学校との50数年来のつながりがある。そのような経緯があり、この度3年計画で受託することとなった。

国においては、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みが大切であると出ている。それ以降の動きであり、支援学校に配置されたカリキュラムマネージャーが中心となり、各方面と調整し3年計画で実施していく。これまで小中学校、支援学校の先生が初任者のときに双方他校種研修をすることはあったが、交流があまりなかったため、1年目は、教師のつながりを大切にしていく。また、これまでから交流のあった運動会等行事ごとを中心に交流していき、そこから、2年目、3年目に拡大させていきたいと考えている。最終的には、教師については、双方の先生が小・中学校と支援学校自由に行き来できる人事の併任発令を実施したい。子どもには、両方の学校に籍をおいてどちらでも学べるよう「復籍制度」を採り入れていきたいと考えている。

城南中学校区をきっかけとして、これを舞鶴市へ広げ、さらに、「舞鶴から京都府へ、全国へ」というキャッチフレーズを持ってやっていきたい。具体的にはこれから考えていく。先日は初めて、支援学校の先生、小・中学校の教務主任以上が参加する会議を実施し、活発な意見交換ができた。

(廣瀬教育長)

府立と市立が連携して取り組むことはなかなか例がないが、この取組を通して、舞鶴の子どもたちの人権意識が高まり、温かい子どもに育ってほしいという狙いもある。

(稗田委員)

モデル事業は全国的に何ヶ所かあるのか。

(秋原指導理事)

14ヶ所。視察などもして研究していきたい。併任発令や復籍制度を実施しているところもある。

4 議事

(教育長)

第6号議案、令和6年4月24日提出の「専決処理の承認を求めることについて（専決第2号） 舞鶴市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」、担当課から説明をお願いする。

(瀬野教育総務課長)

舞鶴市組織改編により、舞鶴市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するにあたり、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第10条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるもの。

[質問・意見]

なし

(教育長)

第6号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

(教育長)

第7号議案、令和6年4月24日提出の「専決処理の承認を求めることについて（専決第3号） 舞鶴市教育委員会職員の人事異動について」、担当課から説明をお願いする。

(瀬野教育総務課長)

舞鶴市教育委員会職員の人事異動発令を行うにあたり、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第10条第1項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの。

[質問・意見]

なし

(教育長)

第 7 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

(教育長)

第 8 号議案、令和 6 年 4 月 24 日提出の「専決処理の承認を求めることについて(専決第 4 号) 舞鶴市社会教育委員の委嘱について」、担当課から説明をお願いします。

(村尾生涯学習推進課長)

舞鶴市社会教育委員の任期が令和 6 年 4 月 18 日をもって満了となり、社会教育法第 15 条及び 18 条、舞鶴市社会教育委員に関する条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するにあたり、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを委員会に報告し、承認を求めるもの。

[質問・意見]

なし

(教育長)

第 8 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

5 その他

次回の定例教育委員会は、5 月 22 日(水) 午後 2 時から開催することを確認。

6 閉 会

教育長 閉会を宣告